

地方卸売市場

名古屋西流通センター 業務規則

〈令和2年6月現在〉

名古屋西流通センター株式会社

# 地方卸売市場 名古屋西流通センター業務規則

## 目 次

第 1 章 総 則 (第 1 条～第 5 条)

第 2 章 市場関係事業者

    第 1 節 卸売業者 (第 6 条～第 17 条)

    第 2 節 買受人 (第 18 条～第 20 条)

    第 3 節 付属営業人 (第 21 条～第 25 条)

第 3 章 売買取引及び決済の方法

(第 26 条～第 47 条)

第 4 章 卸売の業務に関する品質管理

(第 48 条)

第 5 章 市場施設の使用 (第 49 条～第 57 条)

第 6 章 監 督 (第 58 条～第 61 条)

第 7 章 雜 則 (第 62 条～第 67 条)

# 地方卸売市場 名古屋西流通センター業務規則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規則は、名古屋西流通センター株式会社(以下「開設者」という。)が地方卸売市場を設置し、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第13条第4項及び卸売市場に関する基本方針(平成30年農林水産省告示第2278号)に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって地域住民等の生活の安定に資することを目的とする。

### (地方卸売市場の名称及び位置)

第2条 地方卸売市場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	地方卸売市場 名古屋西流通センター
位置	津島市高台寺町字新開1

### (取扱品目)

第3条 地方卸売市場名古屋西流通センター(以下「市場」という。)の取扱品目は、次に掲げる物品とする。

青果物	野菜、果実及びこれらの加工品
-----	----------------

### (開場の期日)

第4条 市場は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに1月2日から4日まで及び12月31日(以下「休日」という。)を除き毎日開場するものとする。

2 開設者は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の便益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し又はこれらの者の便益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

### (開場の時間)

第5条 開場の時間は、午前5時から午後3時までとする。ただし、開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者(法第2条第4項の規定により市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で定める。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

#### (卸売業者の承認等)

- 第6条 市場において、第3条の規定の取扱品目の卸売業務は開設者が承認し、これと契約した卸売業者が行うものとする。
- 2 市場において、卸売の業務を行おうとする者は、細則で定めるところにより承認申請書を開設者に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 開設者は、第1項の承認の申請があった場合において、申請者が次の各号の一に該当するとき又は申請者が市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、当該承認をしてはならない。
- (1) 申請者が第61条第1項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき
- (2) 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち前号に該当する者があるものであるとき
- (3) 市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるとき
- 4 卸売業者は、第1項の承認に係る業務を開始し、休止し、又は再開したときは、速やかに開設者に届け出なければならない。
- 5 卸売業者は、第1項の承認に係る業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の3か月前までに、その旨を開設者に届け出なければならない。

#### (保証金の預託)

- 第7条 卸売業者は、前条第1項の規定により開設者から卸売の業務の承認を受けた日から起算して30日以内に保証金を開設者に預託しなければならない。
- 2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

#### (保証金の額)

- 第8条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、細則で定める。

#### (保証金の追加預託)

- 第9条 卸売業者は、保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足が生じたときは、開設者の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して、預託しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、その業務を行うことができない。

#### (保証金の充当)

- 第10条 開設者は、卸売業者が使用料その他市場に関して開設者に納付すべき金額の納付を怠ったときは、他の債権者に優先して保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第 11 条 開設者は 卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、保証金を返還しない。

(せり人の登録)

第 12 条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が開設者に登録をした者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、細則で定めるところにより登録申請書を開設者に提出しなければならない。

3 第1項の登録の申請があつた場合において、開設者は次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内に、せり人登録簿に次の各号に掲げる事項を登録し、速やかにその旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。

(1) せり人の氏名及び住所

(2) 登録年月日

(3) 登録番号

4 第1項の登録の申請があつた場合において、開設者はその申請に係るせり人が次の各号の一に該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者であるとき

(2) 禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき

(3) 第14条又は第61条第5項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき

(4) 買受人又はその役員若しくは使用人であるとき

(5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき

5 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。

(せり人の登録の更新)

第 13 条 卸売業者は、前条第1項の登録を受けたせり人にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。

2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に細則で定めるところにより、登録更新申請書を開設者に提出しなければならない。

3 第1項の登録の更新については、前条第4項(第3号を除く。)の規定を準用する。

(せり人の登録の取消し)

第 14 条 開設者は、せり人が第12条第4項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(せり人の登録の削除)

第 15 条 開設者は、せり人が次の各号の一に該当するときは、その登録を削除するものとする。

- (1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき
- (2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の削除を申請したとき
- (3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかつたとき
- (4) 第61条第5項の規定により登録の取消し処分を受けたとき

2 前項の規定により登録の削除を受けたせり人は、速やかに登録証及び記章を開設者に返還しなければならない。

(登録証の携帯)

第 16 条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに、記章を着用しなければならない。

(事業報告書の作成等)

第 17 条 卸売業者は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「法施行規則」という。)第21条第1項の規定に従い、事業報告書を開設者に3部提出しなければならない。

2 卸売業者は、当該事業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書について、法施行規則第21条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、インターネットの利用、事務所における備置きその他の方法により閲覧に供するものとする。

## 第 2 節 買受人

(買受人の承認)

第 18 条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、細則で定めるところにより承認申請書を開設者に提出しなければならない。

3 第1項の承認の申請があった場合において、開設者は申請者が次の各号の一に該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき
- (2) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき
- (3) 卸売業者又はその役員(非常勤を除く。)若しくは使用人であるとき
- (4) 第20条又は第61条第2項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき

#### (買受人の名称変更等の届出)

第 19 条 前条第1項の承認を受けた者(以下「買受人」という。)は、次の各号の一に該当する場合は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき
- (2) 商号を変更したとき
- (3) 法人である場合にあっては、資本若しくは出資の額又は役員の氏名を変更したとき
- (4) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき

2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

#### (買受人の承認の取消し)

第 20 条 開設者は、買受人が第18条第3項第1号若しくは第3号のいずれかに該当することとなったとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

## 第 3 節 付属営業人

#### (付属営業人の設置)

第 21 条 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実及び市場の活性化を図り、かつ市場の利用者に便益を提供するため、次の各号に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを承認することができる。

- (1) 第3条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等の業務その他市場機能の充実又は市場の活性化に資する業務を営む者
- (2) 飲食店営業、その他市場の利用者に便益を提供する業務を営む者

2 前項の承認を受けて市場内において業務を営もうとする者は、細則で定めるところにより承認申請書を開設者に提出しなければならない。

#### (付属営業の承認の基準)

第 22 条 開設者は、前条第1項に規定する業務(以下「付属営業」という。)を営むことについて、同項の承認の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、承認しないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき
- (2) 禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき
- (3) 次条又は第61条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき
- (4) 業務を適確に遂行するに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき

(付属営業の承認の取消し)

第 23 条 開設者は、付属営業の承認を受けた者が前条第1号又は第2号に該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 開設者は、付属営業の承認を受けた者(以下「付属営業人」という。)が次の各号の一に該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに付属営業の承認の通知を受けた日から起算して30日以内に保証金を預託しないとき
- (2) 正当な理由がないのに付属営業の承認の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき
- (3) 正当な理由がないのに引き続き30日以上その業務を休止したとき
- (4) 正当な理由がないのにその業務を適確に遂行しないとき

(付属営業の保証金)

第 24 条 付属営業人は、付属営業の承認を受けた日から起算して30日以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

2 付属営業人は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 付属営業人の預託すべき保証金の額は、1小間600万円の額の範囲内で細則で定める。

4 第1項の保証金については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(付属営業の規制等)

第 25 条 開設者は、付属営業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、付属営業人に対しその業務又は取扱品目の販売について必要な指示等をすることができる。

2 第19条の規定は、付属営業人について準用する。

### 第 3 章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第 26 条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第 27 条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引による。

2 卸売業者は、次に掲げる場合であって開設者が承認したときは、相対取引の方法によることができる。

- (1) 災害が発生した場合
- (2) 入荷が遅延した場合
- (3) 卸売の相手方が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

(5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合

(6) 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるため、その他やむを得ない理由により通常の卸売の販売開始時刻以前に卸売をする場合

(7) 第29条ただし書の規定により市場における買受人以外の者に対して卸売をする場合

3 卸売業者は、次に掲げる場合であって開設者が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 卸売業者は、第1項により販売方法を定め又は変更しようとする場合には、次に掲げる事項を市場関係者に周知しなければならない。

(1) 当該品目及び販売方法

(2) 販売方法を定め又は変更する理由

(差別的取扱いの禁止等)

第 28 条 開設者は、市場における業務の運営に関し、市場関係事業者又は第49条第2項の許可を受けた市場施設使用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。ならない。

2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者、買受人その他の売買取引を行う者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

3 卸売業者は、その承認に係る取扱品目に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第33条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないこと又は法施行規則第6条に規定する正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第 29 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であって、開設者が買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めて承認したときは、この限りでない。

(1) 入荷量が著しく多いか、又は出荷された物品が買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

(2) 買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合

(3) 同一消費地域内にある隣接卸売市場の入荷量を調整するため当該卸売業者に対して卸売をする場合

(4) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間において、あらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人(卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。)に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしている場合

- ア 当該契約において卸売の対象となる品目、数量の上限、卸売の実施期間(一月以上ものに限る。)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。
  - イ 当該契約に基づく卸売を行うことについて、買受人その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。
- (5) 卸売業者が、農業者等(農業者又は農業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農業組合法人(これらの者の出資又は拠出に係る法人で、農業の振興を図ることを目的とするものを含む。)をいう。)及び食品製造業者等(生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。)との間において、あらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農産物の供給に関する契約(卸売の対象となる品目、数量の上限及び卸売の実施期間(一月以上一年未満のものに限る。)が定められているものに限る。)に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

(6) その他やむを得ない理由がある場合

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第 30 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 開設者が指定する場所にある物品の卸売をするとき
- (2) 卸売業者が申請した場所にある物品(卸売業者が買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ取引の秩序を乱すおそれがないと開設者が認めて承認したとき
- (3) その他やむを得ない理由があり、かつ取引の秩序を乱すおそれないと開設者が認めて承認したとき

2 前項第1号の指定を受けようとする卸売業者は、細則で定めるところにより申出書を開設者に提出しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の承認を受けようとする卸売業者は、細則で定めるところにより承認申請書を開設者に提出しなければならない。ただし、第1項第2号の承認申請には、買受人との間において、あらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添付しなければならない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第 31 条 卸売業者は、第6条第1項の承認を受けて卸売の業務を行う市場において、その承認に係る取扱品目に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。ただし、開設者が買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めて承認したときは、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、細則で定めるところにより承認申請書を開設者に提出しなければならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第 32 条 卸売業者は、市場における卸売のため販売の委託の引受けについて、その委託者から第42条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第33条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、細則で定めるところにより開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、第6条第1項の承認を受けた日から起算して30日以内に、当該受託契約約款を添えて承認申請書を開設者に提出しなければならない。

3 第1項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 受信場所に関する事項
- (5) 送り状又は発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- (9) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (10) 仕切りに関する事項
- (11) 第29条又は第62条の規定による場合に関する事項
- (12) 前各号のほか重要な事項

4 前項に掲げる事項を変更しようとするときは、細則で定めるところにより開設者の承認を受けなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第34条 卸売業者は、受託物品の受領にあたっては検収を確実に行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、細則で定めるところにより開設者の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会ってその了承を得られたときは、この限りでない。

2 卸売業者は、受託物品の異状について、前項ただし書に規定する場合を除き、前項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

第35条 卸売業者は、細則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売、入札又は相対取引(いわゆる「定価売」を含む。以下同じ。)に係る価格に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。)が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

#### (買受人の業務の規制)

第 36 条 買受人のうち、当該市場内において取扱品目に属する生鮮食料品等を仕分けし、加工又は調整して配達する業務(以下「加工流通業務」という。)をする者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて加工流通業務をしてはならない。ただし、当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該卸売業者以外の者から買い入れて加工流通業務をしようとする場合であつて、開設者の承認を受けているときは、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする買受人は、細則で定める承認申請書を開設者に提出しなければならない。

3 開設者が第1項の承認をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき調査のうえ、決するものとする。

4 第1項の承認を受けた買受人は、その承認に係る物品の全部を加工又は調整して配達したときは、その旨を開設者に報告しなければならない。

5 第1項の承認に基づき買い入れを行った買受人は、その承認に係る買い入れ物品の品目及び数量についてその月分を翌月 20 日までに開設者に報告しなければならない。

#### (売買取引の制限)

第 37 条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号の一に該当するときは、開設者はその売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき

(2) 不当な価格を生じたとき又は生じるおそれがあると認めるとき

2 卸売業者又は買受人が次の各号の一に該当するときは、開設者は売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき

(2) 買受代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)の支払いを怠ったとき

#### (衛生上有害な物品の売買禁止等)

第 38 条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されなければならないよう努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

#### (卸売予定数量等の報告)

第 39 条 卸売業者は、細則で定めるところにより、毎開場日、開設者の指定する時刻までに、当日上場する主要物品について、品目ごとの卸売予定数量を開設者に報告しなければならない。

2 卸売業者は、細則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売した物品の数量及び卸売価格を開設者に報告しなければならない。

3 卸売業者は、細則で定めるところにより、毎月5日までに、前月中に卸売した物品の数量及び卸売金額(せり売、入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。)を開設者に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第40条 開設者は、市場での卸売に関し、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量 卸売販売開始時刻までに
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 翌日までに
- (3) 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法
- (4) 卸売業者、買受人及び出荷者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法 その他の決済の方法

2 卸売業者は、市場での卸売に関し、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 嘉勵金の種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)
- (7) その日の主要な品目の卸売予定数量 卸売販売開始時刻30分前までに
- (8) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 その日までに
- (9) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及びその月の前月の嘉勵金の種類ごとの交付額(取引条件として公表した委託手数料及び嘉勵金に限る。) 翌月10日までに

(仕切り及び送金)

第41条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第46条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額)、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち、委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

2 前項の売買仕切金の送付は、現金、小切手、手形、口座振込又は口座振替のいずれかの方法によるものとする。

(委託手数料の率)

第 42 条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに次に掲げる率以内の率を乗じて得た金額とする。

野菜及びその加工品	100分の 8. 5
果実及びその加工品	100分の 8

(売買仕切金の前渡し等)

第 43 条 卸売業者は、出荷者に対し売買仕切金を前渡しすることができる。

2 前項の売買仕切金の前渡しは、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがないか、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ、前渡ししてはならないものとする。

(出荷奨励金の交付)

第 44 条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 前項の出荷奨励金の交付は、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがないか、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないか、かつ取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、交付してはならないものとする。

(買受代金の即時支払義務)

第 45 条 卸売業者から卸売を受けた者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金(買い受けた額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額とする。)を第41条第2項に規定する方法により支払わなければならない。ただし、卸売業者とあらかじめ支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による支払猶予の特約は、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがないか、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害されるおそれがないと認められるときでなければ、特約をしてはならないものとする。

(卸売代金の変更の禁止)

第 46 条 卸売業者は、卸売した物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、細則で定めるところにより、開設者の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第 47 条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、卸売を受けた者に対して完納奨励金を交付することができる。

2 前項の完納奨励金の交付は、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがないか、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないか、かつ卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがない場合でない限り、交付してはならないものとする。

## 第4章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第48条 市場関係事業者は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他食品衛生に関する法令に即して、市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

## 第5章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第49条 市場関係事業者が使用する市場施設(市場内の用地及び建物その他の施設。

以下「市場施設」という。)の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、開設者が指定する。

- 2 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。
- 3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して30日以内に保証金を開設者に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき開設者の承認を受けた者については、この限りでない。
- 4 前項の保証金の額は、細則で定める。

5 第3項の保証金については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第50条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第51条 使用者は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 使用者が前項ただし書の規定により承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、開設者は使用者に対し返還の際原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第52条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、開設者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第53条 開設者は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第 54 条 開設者は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対して、その補修を命じ又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第 55 条 市場使用料(消費税額及び地方消費税額を含まない。以下同じ。)は、別表に定める金額の範囲内で細則で定める。

2 前項の使用料の納付について必要な事項は、細則で定める。

3 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で開設者の指定するものは、使用者の負担とする。

(使用料の減免)

第 56 条 開設者は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減免することができる。

(1) 使用者が国又は地方公共団体のとき

(2) その他開設者が特別の理由があると認めたとき

(既納の使用料)

第 57 条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、市場施設を使用できなかつたとき

(2) その他開設者が特別の理由があると認めたとき

## 第 6 章 監 督

(指導及び助言)

第 58 条 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場関係事業者及び市場施設使用者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び検査)

第 59 条 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場関係事業者又は市場施設使用者に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定する職員に、市場関係事業者又は市場施設使用者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(改善措置命令)

第 60 条 開設者は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し当該卸売業者の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は当該卸売業者が支配関係を持っている法人の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、買受人に対し当該買受人の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は当該買受人が支配関係を持っている法人の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

3 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、付属営業人に対し当該付属営業人の業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第 61 条 開設者は、卸売業者がこの規則若しくはこの規則に基づく細則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第6条第1項の承認を取り消すことができる。

2 開設者は、買受人がこの規則若しくはこの規則に基づく細則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、第18条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

3 開設者は、付属営業人がこの規則若しくはこの規則に基づく細則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、第21条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその承認に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

4 開設者は、第49条第2項の規定により市場施設を使用している者が、この規則若しくはこの規則に基づく細則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 開設者は、せり人が次の各号の一に該当する場合は、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- (1) この規則若しくはこの規則に基づく細則又はこれらに基づく処分に違反したとき
- (2) せり人がせり売に関して委託者又は買受人と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他不正行為をさせたとき
- (3) せり人がその職務に関して委託者又は買受人から金品その他利益を收受したとき
- (4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき

6 市場関係事業者又は市場施設使用者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この規則若しくはこの規則に基づく細則又はこれらに基づく処分に違反する行為をした場合には、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その市場関係事業者又は市場施設使用者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

## 第 7 章 雜 則

### (卸売業務の代行)

第 62 条 開設者は、卸売業者が承認の取消しその他の処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

- 2 開設者は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいないか、又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。
- 3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合又は不明な場合について準用する。

(無許可営業の禁止)

第 63 条 卸売業者及び付属営業人が、それぞれの承認を受けた業務を行う場合並びに開設者が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

- 2 開設者は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第 64 条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入搬出及び場内での運搬については、開設者の指示に従わなければならない。

- 2 開設者は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入搬出及び場内での運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第 65 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

- 2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができること

(許可等の制限又は条件)

第 66 条 開設者は、この規則の規定による許可、承認又は指定にあたっては、制限又は条件を付すことができる。

- 2 前項の制限又は条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ許可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課すこととなるないものでなければならない。

(委 任)

第 67 条 この規則の施行に必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則の施行期日は、細則で定める。

附 則

この規則は、昭和61年5月21日から施行する。（第41条の改正）

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。（消費税法施行に伴う改正）

附 則

この規則は、平成7年6月15日から施行する。（別表1の改正・平成12年10月1日廃止）

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。（「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）」及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）」の施行に伴う改正）

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。（卸売市場法及び愛知県地方卸売市場条例改正に伴う改正）

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。（卸売市場法及び愛知県地方卸売市場条例改正に伴う改正）

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。（第53条第1項使用料の改正）

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。（消費税率の引き上げに伴う改正・第53条第1項使用料の改正）

附 則

この規則は、平成28年8月22日から施行する。（第35条の追加、新第48条、新第57条及び新第58条の改正）

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。（第54条第1項使用料の改正）

附 則

この規則は、平成30年9月20日から施行する。（第17条、第21条その他の改正）

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。（第34条、第38条その他の改正）

附 則

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。（卸売市場法改正及び愛知県地方卸売市場条例廃止に伴う改正）

2 この規則の施行前の規定によりされた許可、承認その他の行為は、この規則の相当する規定によってしたものとみなす。

別 表 (規則 第55条 市場使用料等)

種 別		金 額
卸売業者使用料		売上げ金額につきその額の1,000分の2に相当する額 及び卸売業者使用面積1平方メートルにつき月額600円以内 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)
買受人使用料		買受人使用土地面積1平方メートルにつき月額300円以内 (建物構築物、その他工作物を設ける場合は月額700円以内) (消費税非課税)
関連 事業者	関連商品 売場	1平方メートルにつき月額3,500円以内 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)
店舗 使用料	食堂施設	1平方メートルにつき月額3,500円以内 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)
	金融施設	1平方メートルにつき月額3,500円以内 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)
	その他 施設	1平方メートルにつき月額2,000円以内 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)
会議室使用料		1時間につき1,400円以内 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)
倉庫使用料		1平方メートルにつき月額1,000円以内 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)
駐車場使用料		自動車1台につき月額5,000円以内又は1平方メートルにつき、 1時間200円以内 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)
空地使用料		1平方メートルにつき、1時間200円以内又は月額400円以内 (建物構築物、その他工作物を設ける場合は月額1,000円以内) (消費税額及び地方消費税額を含まない。)
その他の施設 設備使用料		その都度定める額 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)

- (注) 1 卸売業者使用料の項の卸売業者使用面積とは、卸売場施設、買荷保管積込所施設、保冷庫施設、倉庫施設、事務施設(事務室、社長室、応接室、書庫、更衣室、休憩室、荷受事務所等)及びその他の施設(それぞれの施設に付帯する設備を含む。)で、それぞれの卸売業者が専ら使用するものとして第49条第1項の規定により開設者が指定した施設をいう。
- 2 買受人使用料の項の買受人使用土地面積とは、加工流通施設及びその他の施設(付帯する設備を含む。)で、賃借した買受人が専ら使用するものとして第49条第1項の規定により開設者が指定した施設をいう。
- 3 駐車場使用料の対象となる駐車場は、開設者が指定した場所とする。
- 4 施設を他の目的に使用する場合の使用料は、それぞれその目的に応じた種別の金額とする。

# 地方卸売市場

名古屋西流通センター 業務細則

〈令和2年6月現在〉

名古屋西流通センター株式会社

# 地方卸売市場 名古屋西流通センター業務細則

## 目 次

第 1 章 総 則 (第 1 条～第 3 条)

第 2 章 市場関係事業者

　　第 1 節 卸売業者 (第 4 条～第 11 条)

　　第 2 節 買受人 (第 12 条～第 13 条)

　　第 3 節 付属営業人 (第 14 条～第 16 条)

第 3 章 売買取引及び決済の方法

(第 17 条～第 43 条)

第 4 章 物品の品質管理 (第 44 条)

第 5 章 市場施設の使用 (第 45 条～第 60 条)

第 6 章 雜 則 (第 61 条～第 65 条)

# 地方卸売市場 名古屋西流通センター業務細則

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この細則は、地方卸売市場名古屋西流通センター業務規則(以下「規則」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (臨時営業及び臨時休業の承認)

第2条 卸売業者又は付属営業人が、休日に営業し又は開場日に休業しようとするときは、あらかじめ臨時営業(休業)承認申請書(第1号様式)を開設者に提出し、承認を受けなければならない。

### (販売開始時刻等)

第3条 規則第5条第2項に規定する卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻は、次に掲げるとおりとする。ただし、開設者は必要があると認めるときは、これを変更することができる。

販売開始時刻 午前 6 時 30分

販売終了時刻 午前 11 時

2 前項の販売開始時刻は、電鈴又は振鈴等をもって知らせるものとする。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

#### (卸売業務の承認(変更承認)申請)

第4条 規則第6条第2項に規定する承認申請書は、卸売業務承認(変更承認)申請書(第2号様式)とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

##### (1) 申請者が個人である場合

- ア 納税証明書
- イ 住民票抄本
- ウ 市区町村長が発行する身分証明書
- エ 誓約書(第3号様式)
- オ その他開設者が必要と認める書類

##### (2) 申請者が法人である場合

- ア 定款又は規約
- イ 登記事項証明書
- ウ 貸借対照表及び損益計算書
- エ 業務を執行する役員の住民票抄本及び市区町村長が発行する身分証明書

才 代表役員の誓約書(第3号様式)  
力 その他開設者が必要と認める書類  
(卸売業者の開始等の届出)

第 5 条 卸売業者は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を開設者に届け出なければならない。  
(1) 規則第6条第1項の承認に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき(第4号様式)  
(2) 規則第6条第1項の承認に係る業務を廃止しようとするとき(第5号様式)  
(保証金の額)

第 6 条 規則第8条の規定による卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げるとおりとする。

年間取扱金額(消費税額及び地方消費税額を含む。以下本条において同じ。)

年間取扱金額	50億円未満	200万円
年間取扱金額	50億円以上	400万円

2 前項の保証金には利子を付さない。  
(せり人の登録又は登録更新の申請)

第 7 条 規則第12条第2項又は規則第13条第2項に規定する登録申請書又は登録更新申請書は、せり人登録(登録更新)申請書(第6号様式)とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規則第12条第4項第2号、第3号及び第4号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面(第7号様式)
- (2) 登録を受けようとするせり人の履歴書
- (3) 住民票抄本
- (4) 市区町村長が発行する身分証明書
- (5) 写真(書類提出日前3箇月以内に撮影したもので、正面像、上半身、無帽、ライカ判とする。) 2枚  
(せり人の登録証等)

第 8 条 規則第12条第3項に規定する登録証は、せり人登録証(第8号様式)とし、記章はせり人章(第9号様式)とする。  
(せり人の登録証等の再交付申請)

第 9 条 卸売業者は、せり人が登録証又は記章を亡失又は損傷したときは、直ちにその旨を開設者に届け出て再交付を受けなければならぬ。この場合において卸売業者は、その実費を弁償しなければならない。

(不適格事実の生じた場合の届出)

第 10 条 卸売業者は、業務を執行する役員若しくはせり人が犯罪容疑のため起訴されたとき及び職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき、又はその判決があったとき若しくは破産の宣告を受けたときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(記章等の着用)

第 11 条 卸売業者の役員及び従業員は、市場内において常に一定の記章及び帽子を着用しなければならない。

2 卸売業者は、前項の記章及び帽子を定めたとき若しくは変更したときは、直ちに開設者に届け出なければならない。

## 第 2 節 買受人

(買受人の承認申請)

第 12 条 規則第18条第2項に規定する承認申請書は、買受人承認申請書(第10号様式)とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合

- ア 納税証明書
- イ 住民票抄本
- ウ 市区町村長が発行する身分証明書
- エ 誓約書(第11号様式)
- オ その他開設者が必要と認める書類

(2) 申請者が法人である場合

- ア 定款又は規約
- イ 登記事項証明書
- ウ 貸借対照表及び損益計算書
- エ 業務を執行する役員の住民票抄本及び市区町村長が発行する身分証明書
- オ 代表役員の誓約書(第11号様式)
- カ その他開設者が必要と認める書類

2 買受人は、効率的な取引を確保するため必要があるときは、副買受人(卸売業者の卸売に参加する者)又は補助買受人(荷物の積み卸し等の補助的業務を行う者)を置くことができるものとし、この場合買受人は副買受人承認申請書(買受人の承認と同時に申請する場合は第10号様式、その他の場合は第10号の2様式)又は補助買受人承認申請書(第10号の3様式)を開設者に提出し承認を受けなければならない。なお、副買受人は個人のみとし、当該承認申請書には前項第1号イからエの書類を添付しなければならない。

(買受人章の交付)

第 13 条 開設者は、規則第18条第1項の規定により、買受人の承認をしたときは、買受人章(第12号様式)及び帽子を交付する。

2 開設者は、前条第2項の規定により副買受人又は補助買受人の承認をしたときは、副買受人章(第12号様式)及び帽子又は補助買受人章(第12号様式)及び帽子を交付する。

3 卸売業者の卸売に参加するときは、買受人は第1項に規定する買受人章及び帽子を、副買受人は前項に規定する副買受人章及び帽子をそれぞれ着用しなければならない。

- 4 補助買受人は、市場内においては第2項に規定する補助買受人章及び帽子を着用しなければならない。
- 5 買受人が買受人章又は帽子を亡失若しくは損傷したときは、当該買受人は直ちにその旨を開設者に届け出て、買受人章又は帽子の再交付を受けなければならぬ。これらの場合に当該買受人は、その実費を弁償しなければならぬ。
- 6 前項の規定は、副買受人及び補助買受人に準用する。

### 第3節 付属営業人

#### (付属営業の承認申請)

第14条 規則第21条第2項に規定する承認申請書は、付属営業承認申請書(第13号様式)とし、添付書類については、第12条の規定を準用する。

#### (付属営業承認証の交付)

第15条 開設者は、規則第21条第1項の規定により付属営業の承認をしたときは、付属営業承認証(第14号様式)を交付する。

#### (付属営業人の保証金の額)

第16条 規則第24条第3項の規定による付属営業人の預託すべき保証金の額は、1小間200万円とする。ただし、開設者が市場施設の運営上必要があると認めたときは、保証金の額を増額又は減額することができる。

2 前項の保証金については、第6条第2項の規定を準用する。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

#### (受託物品の即日販売)

第17条 卸売業者は、上場できるときまでに受領した受託物品をその当日に販売しなければならない。ただし、委託者の指示その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

#### (上場の順位)

第18条 物品の上場順位は、同種物品の市場到着順とする。ただし、受託契約約款に特別の定めがある場合は、この限りでない。

2 同一品目に属する受託物品と、自己の計算による卸売の物品とが同時に到着したときは、受託物品を先に上場しなければならない。

3 卸売業者は、前2項の規定により難い理由があるときは、上場順位を変更することができる。

#### (上場の単位の決定及び変更)

第19条 卸売業者は、あらかじめ定めた上場単位に基づき上場しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(売買取引の方法)

第 20 条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならぬ。ただし、現品又は見本によって行うことが困難であるときは、銘柄によることができる。

(物品の下見)

第 21 条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をする場合には、その販売開始時刻前に卸売に参加する者が下見できるよう当該物品を卸売場に配列しなければならない。

2 卸売に参加する者は、現品又は見本の下見を行い取引の円滑化に努めなければならない。

(売買取引の単位)

第 22 条 売買取引の単位は重量による。ただし、これと異なる取引習慣があるときは、この限りでない。

(指値その他の条件の明示)

第 23 条 卸売業者は、受託物品に指値(当該委託者の希望価格の消費税額及び地方消費税額を含まない金額。以下同じ。)その他の条件がある受託物品を販売しようとするときは、販売開始時刻前に指値その他の条件がある旨を当該物品に表示し、かつ上場の際その旨を呼び上げなければならない。

2 卸売業者は、前項の表示及び呼上げをしないで販売を開始したときは、指値その他の条件をもって買受人に対抗することができない。

(指値等のある未販売受託物品の措置)

第 24 条 卸売業者は、前条第1項に係る受託物品を相当の期間内に、その条件によりこれを販売することができないときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、直ちに販売しなければ委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(せり売の方法)

第 25 条 せり売は、その販売物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ又は表示した後、開始しなければならない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、呼上げ回数は状況に応じこれを増減することができる。

3 前項の規定にかかわらず指値のある物品については、その最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

4 せり人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によってせり落し人を決定しなければならない。

5 せり人は、せり落し人が決定したときは、価格、数量及びせり落し人の番号を呼び上げなければならない。

(呼値の方法)

第 26 条 売買取引の呼値は、金額で呼称しなければならない。

#### (入札の方法)

第 27 条 入札は、卸売業者がその販売物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を表示し又は呼び上げた後、入札に参加する者(以下「入札者」という。)に対し、一定の入札書に入札者の番号、入札金額その他必要な事項を記載させて行わなければならない。

- 2 開札は入札終了後直ちに行い、最高価格の入札をした者を落札者とする。
- 3 入札については、第25条第3項、第4項及び第5項の規定を準用する。

#### (入札の無効)

第 28 条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札者を確認し難いとき
  - (2) 入札金額その他必要な事項が不明なとき
  - (3) 同一人が2通以上の入札書により入札したとき
  - (4) 入札者がその入札に際し、不正又は不当な行為をしたとき
- 2 前項の場合には、卸売業者は開札の際にその理由を明示し、当該入札は無効である旨を知らせなければならない。

#### (異議の申立て)

第 29 条 せり売又は入札に参加した者は、そのせり落し又は落札の決定に異議があるときは、直ちにその旨を開設者に申し立てることができる。

- 2 開設者は、前項の異議申立てについて、正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

#### (相対売又は定価売の方法による卸売の明示)

第 30 条 卸売業者は、規則第27条第1項の規定により、相対売又は定価売の方法により卸売をしようとするとき、又はその物品の販売方法を変更しようとする場合は、その販売開始時刻前に当該物品にその旨を表示しなければならない。

#### (買受人以外の者への卸売承認申請)

第 31 条 規則第29条に規定する承認申請書は、買受人以外の者への卸売承認申請書(第15号様式)とする。

#### (物品の市場外保管場所指定の申出等)

第 32 条 規則第30条第2項に規定する申出書は、市場外保管場所指定申出書(第16号様式)とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定場所の施設の種類、規模及び構造を記載した書面
  - (2) 指定の必要性の理由を記載した書面
  - (3) 指定場所の位置を記載した図面
- 2 規則第30条第3項に規定する承認申請書は、市場外物品の卸売承認申請書(第17号様式)とする。
- 3 規則第31条第2項に規定する承認申請書は、自己買受け承認申請書(第18号様式)とする。

(受託契約約款承認(変更承認)申請)

第 33 条 規則第33条第1項又は第4項に規定する承認申請書は、受託契約約款承認(変更承認)申請書(第19号様式)とする。

(受託物品の受領の通知)

第 34 条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対し直ちにその物品の種類、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。

(受託物品の検査等)

第 35 条 規則第34条第1項の規定による確認を受けようとする卸売業者は、受託物品検査申請書(第20号様式)を開設者に提出しなければならない。

2 前項の確認は、申請者の立会いのうえ行うものとする。

3 前項の確認を終了したときは、開設者は、受託物品検査証(第21号様式)を交付する。  
(卸売物品買受人の明示)

第 36 条 規則第35条第1項の規定による措置は、当該物品に買受人の番号又は名称による標識を施すものとする。

(買受物品の引取りを怠った場合)

第 37 条 規則第35条第3項に規定する買受人が買受物品の引取りを怠ったと認められるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 卸売業者が、引渡しの準備を完了し買受人に引取りを請求したにもかかわらず、買受人が正当な理由がないのにこれを引き取らないとき
- (2) 買受人の所在が不明で、引取りの請求ができないとき

(保管費用及び差損金の支払)

第 38 条 規則第35条第3項に規定する保管費用は、買受人がその物品を引き取ったときに、同条第4項に規定する差損金(消費税額及び地方消費税額を含む。)は、卸売業者が他の者に卸売をした当日に、これを規則第41条第2項に規定する方法により支払わなければならない。

(卸売業者の届出事項)

第 39 条 卸売業者は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、速やかにその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 買受人が、買受代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)の支払を怠ったとき
- (2) 卸売業者が、規則第35条第3項の規定により、買受人の費用で卸売物品を保管し、又は催告しないで他の者に卸売をしたとき
- (3) 買受人が、前条の保管費用若しくは差損金の支払を怠ったとき

(市場外からの買い入れ承認申請)

第 40 条 規則第36条第2項に規定する承認申請書は、市場外からの買い入れ承認申請書(第22号様式)とし、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 買い入れて加工流通しようとする物品の品目、数量及び買い入れの相手方
- (3) 卸売業者から買い入れることが困難な事情

(入荷数量等の報告)

- 第 41 条 規則第39条第1項の規定による報告は、入荷数量等報告書(第23号様式)により、販売開始時刻の30分前までに行わなければならない。
- 2 規則第39条第2項の規定による報告は、売上高報告書(第24号様式)により、毎開場日販売終了後、速やかに行うものとする。ただし、主要品目の販売価格(消費税額及び地方消費税額を含む。)の報告は、その販売終了後、直ちに主要品目販売価格報告書(第25号様式)により行わなければならない。
- 3 規則第39条第3項の規定による報告は、取引高実績報告書(第26号様式)により行うものとする。

(売買仕切書)

- 第 42 条 規則第41条第1項に規定する売買仕切書は、受託物品売買仕切書(第27号様式)とする。

(卸売代金の変更)

- 第 43 条 規則第46条ただし書の規定により、検査員が正当な理由があると確認する場合とは、次の各号の一に該当したときとする。
- (1) 市場取引の経験から予見できない瑕疵があつて、見本と現品の内容が著しく相違しているとき
- (2) 委託者の故意又は過失により、粗悪品を混入し選別不十分と認められるとき
- (3) 表示された量目と内容が著しく相違しているとき
- (4) せり人の故意又は過失により、見本と現品の内容が著しく相違しているとき
- 2 卸売業者の前項に規定する場合における確認申請の手続きは、第35条の規定を準用する。

## 第 4 章 物品の品質管理

(品質管理の方法)

- 第 44 条 市場関係事業者は、規則第48条の規定に従い、物品の適切な品質管理を行うとともに、常に品質管理の高度化に努めなければならない。

## 第 5 章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定等)

- 第 45 条 規則第49条第1項又は第2項の規定により、市場施設の使用の指定又は許可を受けようとする者は、市場施設使用指定(許可)申請書(第28号様式)により開設者に申請しなければならない。
- 2 開設者は、前項の指定又は許可をしたときは、市場施設使用指定(許可)書(第29号様式)を交付する。

3 開設者は、前項の使用の指定又は許可をした後であっても、市場の管理運営上特に必要があると認めるときは、その位置、面積、使用期間その他使用条件を変更することができる。

4 次条の規定は、規則第49条第2項の規定による許可を受けた者について準用する。

(使用期間)

第 46 条 市場施設の使用期間は2年以内とし、これを更新することができる。

(施設使用の保証金)

第 47 条 規則第49条第4項の規定による保証金の額は、開設者の指定した額とする。

2 前項の保証金については、第6条第2項の規定を準用する。

(原状変更の申請)

第 48 条 規則第51条第1項ただし書の規定により、市場施設の原状変更の承認を受けようとする使用者は、市場施設原状変更承認申請書(第30号様式)に設計図書、見積書その他開設者が必要と認める書類を添付して開設者に申請しなければならない。

2 使用者が、市場施設に看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の原状に変更を加えるものとみなす。

3 市場施設の原状変更の承認を受けた使用者は、工事等の完成後遅滞なくその旨を開設者に届け出てその検査を受けなければ、これを使用することができない。

(工事施工及び賠償の免責)

第 49 条 開設者は、市場運営上施設の改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施工することができる。

2 前項の場合において、使用者が工事施工のためやむを得ない損害を被ることがあっても、開設者はその賠償の責めを負わない。

(施設の維持)

第 50 条 開設者は、市場施設について使用者に対し、その使用状況、保健衛生及び災害予防について検査し又は必要な措置を命じ、若しくは使用を制限することができる。

2 開設者は、使用者が前項の命令又は制限に服さないときは、使用者に代わって必要な措置を執行することができる。この場合の費用は使用者の負担とする。

(火災の予防)

第 51 条 使用者は、火気の使用及びその取扱いに十分注意するほか、火災の予防について必要な措置を講じておかなければならない。

(環境の保持)

第 52 条 使用者は、清掃及び廃棄物の適切な処理、消毒等により、常に市場施設を清潔に保持しなければならない。

2 使用者は、商品、容器その他の物件を整理し、通路その他の場所に放置してはならない。

3 使用者は、共同して市場施設を使用する場合は、当該施設を連帶して清掃又は消毒をしなければならない。

4 前項に規定する共同使用者は、清掃又は消毒に関する責任者及び費用の負担方法その他必要な事項を定めて、開設者に届け出なければならない。

5 開設者は、第3項に規定する清掃又は消毒に関し必要があると認めるときは、その区画及び費用の分担を指定することができる。

(修繕費用の使用者負担)

第 53 条 市場施設のうち、点滅機、照明器具、扉の取手、ガラスその他構造上重要でない部分の修繕に要する費用は、使用者の負担とする。

(施設の返還)

第 54 条 規則第52条の規定により市場施設を返還する場合は、速やかに開設者に市場施設返還届出書(第31号様式)を提出し、10日以内に開設者の検査を受けて返還しなければならない。

(損害賠償)

第 55 条 規則第52条の規定により、市場施設を返還すべき者が10日以内にこれを返還しないときは、その者は返還期限の翌日から返還を完了する日までの使用料相当額に、返還の遅延により開設者に損害を与えた場合には、その損害額を加算した額を賠償しなければならない。

(使用料)

第 56 条 規則第55条第1項の規定による市場施設の使用料(消費税額及び地方消費税額を含まない。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

(使用料の計算)

第 57 条 使用期間が1月に満たない場合の使用料は、日割計算による。この場合における日割計算の方法は、月額料金を30で除した額に、その月において使用した日数を乗ずるものとする。

2 使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(使用者負担の費用)

第 58 条 規則第55条第3項の規定による開設者が指定する市場における電力、ガス及び水道等の費用で使用者の負担となるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 使用者が許可を受けて使用する施設において使用するもの
- (2) 使用者が市場施設内で共同使用するもの
- (3) 使用者が市場施設内の施設を申出により臨時に使用するもの

2 前項の費用の算定は計器による。ただし、計器により難いときは、開設者の定める算定方法による。

(使用料の納付期限)

第 59 条 市場の使用料の納付期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 卸売業者市場使用料のうち当該月の卸売金額(せり売、入札又は相対取引(いわゆる「定価売」を含む。)に係る価格に、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を上乗せした価格をいう。)の1,000分の2に相当する額については、その月分を翌月20日までに納付しなければならない。
- (2) 月額による使用料については、当該月分を毎月20日までに納付しなければならない。

- (3) 前2号以外の市場使用料については、その使用の許可を受けた際に納付しなければならない。
- 2 開設者は、特別の事情がある場合においては、前項各号の納付期限を変更することができる。

(使用料の減免)

第 60 条 規則第56条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第32号様式)を開設者に提出しなければならない。

## 第 6 章 雜 則

(帳票簿の保存)

第 61 条 卸売業者は、規則第41条第1項の売買仕切書については、その作成の日から2年間、帳簿類についてはその閉鎖の日から5年間保存しなければならない。

(承認証等の返還)

第 62 条 買受人又は付属営業人がその資格を失ったときは、承認証、記章及び帽子を直ちに開設者に返還しなければならない。

(入場の禁止)

第 63 条 開設者は、次の各号の一に該当する者に対し、その入場を禁止し又は退場を命ずることができる。

- (1) 市場業務に支障を及ぼす行為を行った者又は行うおそれがあると認められる者
  - (2) 危険物又はごみその他の廃棄物を市場に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者
- (組 合)

第 64 条 買受人又は付属営業人は、買受人又は付属営業人をもって組織する組合等を結成したときは、その規約、役員の氏名、組合員数を開設者に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(掲示事項)

第 65 条 開設者は、次の各号に掲げる場合においては、市場内にこれを掲示する。

- (1) 規則第4条第2項の規定により、休日に開場し又は休日以外の日に開場しないことを定めたとき
- (2) 規則第5条第1項ただし書の規定により開場時間を変更したとき
- (3) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し若しくは再開したとき又は卸売の業務を廃止したとき
- (4) 付属営業人の業務を承認し、若しくはその業務の停止を命じたとき又はその業務の承認を取り消したとき
- (5) 買受人の承認をし若しくは市場への入場の停止を命じたとき又はその承認を取り消したとき
- (6) 規則第12条第3項、第13条第1項、第14条及び第15条第1項の規定により、せり人の登録又は登録の更新若しくは登録を取り消し又は削除したとき

- (7) 規則第37条第2項の規定により売買を差し止めたとき
- (8) 規則第38条第3項の規定により衛生上有害な物品の売買を差し止め又は撤去を命じたとき
- (9) 規則第61条第1項から第4項まで及び同条第6項の規定による処分を命じたとき
- (10) 第3条第1項に規定する販売開始時刻及び販売終了時刻を変更したとき
- (11) 市場に関する法令又は規則若しくは規則に基づく細則に改廃があったとき
- (12) 前各号のほか、開設者が掲示する必要があると認めるとき

## 附 則

この細則は、平成5年4月1日から施行する。（別表卸売業者市場使用料の改正）

## 附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。（第16条及び別表関連事業者店舗使用料の改正）

## 附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。（「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)」及び「地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)」の施行に伴う改正）

## 附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。（第16条保証金の額の改正）

## 附 則

この細則は、平成15年6月1日から施行する。（第56条市場使用料別表の改正）

## 附 則

この細則は、平成17年10月1日から施行する。（第4章 物品の品質管理 第44条の追加等）

## 附 則

この細則は、平成21年6月1日から施行する。（第55条市場使用料別表及び第58条使用料の改正）

## 附 則

この細則は、平成21年12月1日から施行する。（第12条買受人の承認申請及び第13条買受人章の交付の改正）

## 附 則

この細則は、平成25年7月1日から施行する。（第55条市場使用料別表の改正）

## 附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。（消費税率の引き上げに伴う改正）

## 附 則

この細則は、平成28年8月22日から施行する。（第3章 売買取引及び決済の方法 第40条の追加等）

## 附 則

この細則は、平成30年7月1日から施行する。（第56条市場使用料別表の改正）

## 附 則

この細則は、平成30年8月20日から施行する。（第3条販売開始時刻等その他の改正）

## 附 則

この細則は、令和元年6月1日から施行する。（第3条販売開始時刻等その他の改正）

## 附 則

この細則は、令和2年6月21日から施行する。（第4条卸売業務の承認申請その他の改正）

別 表（細則 第56条 市場使用料）

種 別		金 領		
卸売業者市場使用料		売上げ金額につきその額の1,000分の2に相当する額 及び卸売業者使用面積割額 月額3,000,000円 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)		
買受人使用料	農産セットセンター	買受人使用土地面積割額 月額3,400,000円 (消費税非課税)		
関連事業者	関連商品売場	1小間につき 月額60,000円 以内とする (消費税額及び地方消費税額を含まない。)		
店舗使用料	食堂施設	1小間 につき	建物の両端の小間 月額37,000円 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)	
			その他の小間 月額36,000円 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)	
その他施設		1平方メートルにつき 月額1,200円 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)		
会議室使用料		1時間につき700円 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)		
駐車場使用料		自動車1台につき 月額3,000円 又は1平方メートルにつき、1時間100円 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)		
空地使用料		1平方メートルにつき、1時間100円 又は 月額200円〈建物構築物、その他工作物を設ける場合は月額500円〉 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)		

市場施設の使用料は賃貸借契約書に記載する金額とする。

また、規定金額以内とする。